

# 杉並区フォークダンス連盟規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 連盟は、杉並区フォークダンス連盟と称す。

第2条 本連盟は、事務所を杉並区内におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、杉並区内において、FDの普及・振興を図り、レクリエーション運動の一環として健康にして明朗なる生活態度と豊かな情操を育成することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的達成のため、下記事業を行う。

1. FDの研究及び講習会の開催
2. FDの指導者の養成並びの指導者の派遣
3. FD振興のための区大会、地区大会の開催及び後援並びに他サークルの後援
4. 機関紙及びパンフレットの刊行・関係図書 of 出版斡旋  
その他役員が目的達成と認めた事業

尚、事業上必要に応じて、杉並区、杉並区教育委員会、杉並区体育協会、杉並区スポーツ・レクリエーション協会、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団及び、公的機関等の指示・後援を仰ぐ。

## 第3章 組織

第5条 連盟は、原則として地域単位のFD団体並びに区内各町の団体又はその他の団体をもって組織する。

## 第4章 会員

第6条 本連盟は、下記の会員をもって構成する。

正会員

特別会員

第7条 正会員は、加盟団体に所属している会員とする。

第8条 特別会員は、役員会が認めた人に限る。

## 第5章 役員並びに理事・相談役

第9条 本連盟は、下記の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 会計 2名 理事 相談役 会計監査

第10条 会長、副会長、会計は理事会で選出する。但し、加盟所属団体に限る。

会長は、本連盟を代表して会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第11条 会長は、理事会の議を経て相談役を選出できる。

第12条 理事は、加盟団体より1名以上を選出し、他会の臨時会費を免除する。

役員及び理事は、理事会を組織し、本連盟の決議機関とする。

第 13 条 理事会は、必要の都度に委員会を別途に組織し、別途に理事を選出できる。

第 14 条 会計監査は、理事会で選出し、本会計の監査をする。

第 15 条 役員任期は、1 年とし、欠員を生じた場合前任者は後任が就任するまで、その職務を行う。

## 第 6 章 会議

第 16 条 全ての会議は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。会議に出席できない場合は、書面にて代えることができる。

第 17 条 会議の議決は、出席の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 18 条 理事会は、会長が年 2 回以上召集する。役員会は、必要に応じて会長が召集する。

## 第 7 章 事務局

第 19 条 本連盟に事務所をおく。

第 20 条 事務局の規定は、理事会の議を経て会長がこれを定める。

## 第 8 章 会計

第 21 条 本連盟の経費は、下記のものでまかなう。  
会費、寄附金、事業収入、その他

第 22 条 加盟団体は、会費を毎事業年度末までに、事務局に納入しなければならない。  
連盟会費 年額 2,000 円

## 第 9 章 付則

第 23 条 会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 24 条 会計年度の終了後の 3 ヶ月以内に理事会を開催し、当該会計年度の事業及び会計の承認を得ることとする。

第 25 条 規約の変更は、理事会で出席の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更できない。

第 26 条 この規約は 2015 年 4 月 1 日より施行する。